

柳泉園組合に対する都の平成10年度補助金の支出に違法不当があるとしてその返還を求める住民監査請求監査結果

第 1 請求の受付

1 請求人

東久留米市	川 井	満
東久留米市	野 村	潤
保谷市	坪 井	照 子
保谷市	谷 山	里 子
東村山市	青 木	泰
田無市	井 上	泰 子

2 請求書の提出

平成12年3月2日

3 請求の内容

(1) 主張事実

柳泉園組合は、ごみ処理施設建設計画の平成10年度分の事業費として、住友重機に68億2,317万3千円を2回に分けて支払い、東京都からの補助金1億7,494万5千円などにより充当した。

これは、「平成10年度廃棄物処理施設整備費都補助金交付申請書」（平成11年3月29日）によれば、柳泉園組合敷地内（東久留米市下里四丁目3番10号）に、燃焼設備、燃焼ガス冷却設備、余熱利用設備、特高受電装置を含む電気設備などを施工する費用として支払われたことになっている。

しかし、平成10年度末期である3月20日及び平成11年度に入った4月10日においても、同ごみ処理施設建設計画は建物の躯体工事の進行中であり、特に1回目の40億6,730万1千円を支払った時点では、同交付申請書に書かれた計画の多くが未着工のままであった（証拠写真no. 1～no. 2）。

また、都補助の実績報告書に添付された写真の殆どは、予定している前記諸設備

の施工工事において、構成部材として使用する機械部品の写真である。従って、この写真で見る限り、前記諸設備については平成10年度中に施工工事場所である柳泉園組合敷地内において施工されているものはなかったといえる。

以上のように、柳泉園組合は行ってもいない工事を行ったと偽り、住友重機に公金を不当に支出し、都の補助金を詐取した。これは、地方自治法及び都補助金交付要綱に違反する行為である。

(2) 措置要求

柳泉園組合のこれら違法な支払いに補助金を支出した東京都の行為に対し、地方自治法第242条に基づき、事実を証する文書を添えて、監査請求する。

4 請求の要件審査

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条所定の要件を備えているものと認めた。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

柳泉園組合に対する平成10年度都補助金の支出を監査対象とした。

2 監査対象局

平成12年3月31日までは清掃局、同年4月1日以降は環境局を監査対象とした。
なお、補助金の交付先である柳泉園組合に対して、法第199条第7項に基づく監査を行った。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第5項の規定に基づき、請求人に対して、平成12年4月5日に、新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

請求人は、本件請求の趣旨の補足を行うとともに、次の点について強調した。

ア 柳泉園組合による平成10年度廃棄物処理施設整備費都補助金交付申請書に添付された「事業計画説明書」（以下「本件計画書」という。）の「6. 施工場所及び敷地面積」には、施工場所として、柳泉園組合の廃棄物処理施設の建設場所（以下「本件建設場所」という。）の住所が記載されているので、本件建設場所外で行う事業は、補助対象事業とは認められないこと。

イ 平成9年度市町村廃棄物処理施設整備費都補助金取扱要領（以下「9年度補助要領」という。）には、補助対象工事費について「設備の設置に係る工事費」と記載されていることから、設置を行っていない段階では補助対象にはならないこと。

ウ 平成10年度国庫補助金と平成10年度都補助金とで、対象とする事業の進ちょく度に不整合があること。

第3 監査の結果

本件請求については、合議により次のように決定した。

本件請求は、理由がないものと認める。

以下、事実関係の確認、監査対象局の説明及び判断理由について述べる。

1 事実関係の確認

(1) 柳泉園組合による廃棄物処理施設整備について

柳泉園組合は、ごみ処理施設の設置、運営等を目的として、昭和35年9月に法第284条に基づき設立された一部事務組合であり、田無市、保谷市、東久留米市及び清瀬市の4市を構成市とするものである。

柳泉園組合では、昭和50年度に建設されたごみ処理施設第一工場（処理能力：150t/日）及び昭和60年度に建設されたごみ処理施設第二工場（処理能力：240t/日）によりごみ処理を行ってきたが、施設の老朽化による処理能力の低下や、ごみ処理施設第二工場が住民協定で稼働期間を15年間に限定されていることなどから、既存のごみ処理施設を更新し、新たにごみ処理施設（以下「本件ごみ処理施設」という。）の整備を行うこととしたものである。

本件ごみ処理施設の整備計画の概要は、表1のとおりである。

(表1) 整備計画の概要

項目	内容
計画地	東久留米市下里四丁目3番10号
延べ床面積	工場棟：20,698㎡、管理棟：2,939㎡
処理能力	315t/日（105t/日×3基）
燃焼方式	全連続燃焼式（火格子焼却炉）
工事期間	平成9年7月～平成13年12月

稼働予定	平成12年7月に試験稼働、同年11月から本稼働（外構工事などは平成13年度まで継続）
------	--

(2) 都補助金及び国庫補助金について

ア 補助制度について

国及び都は、市町村における廃棄物の適正処理の促進と、それに伴う財政負担の軽減を図るため、市町村又は一部事務組合が行う廃棄物処理施設の整備に対し、補助金を交付している。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第22条、東京都廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成4年東京都条例第140号）第8条）

本件ごみ処理施設の建設は、ごみ処理施設の更新事業として補助金の交付対象となるものであり、補助対象事業の具体的範囲や補助金交付額の算定方法等については、国及び都のそれぞれの交付要綱や取扱要領等により定められているところである。

都補助金は、燃焼設備、燃焼ガス冷却設備、排ガス処理設備などのプラント設備整備費、プラント設備の設置に必要な工場棟や管理棟の整備費、外構工事費などを補助対象としており、その補助額の算定式は、次のとおりとなっている。

（算定式）

都補助金＝（都補助基本額－国庫補助金－地方財源措置）×都補助率（1/2）

＊国庫補助金＝国庫補助基本額×国庫補助率（1/2）

＊地方財源措置＝（都補助基本額－国庫補助金）×起債充当率

イ 平成10年度都補助金の交付について

平成10年度の都補助金については、平成10年度市町村廃棄物処理施設整備費都補助金交付要綱及び平成10年度市町村廃棄物処理施設整備費都補助金取扱要領（以下「10年度補助要領」という。）等に基づき交付することとなっている。

柳泉園組合は、平成11年3月29日に、表2に掲げる各種設備機器の製造や、工場棟、管理棟などの土木建築工事の一部について、平成10年度に完了させるとして、都に対し平成10年度都補助金1億4,047万7,000円の交付申請を行い、都は申請どおり交付決定を行った。

その後、柳泉園組合は、平成11年3月31日に、上記補助金交付決定を受けた事業について、平成10年度廃棄物処理施設整備費都補助金実績報告書（以下

「本件実績報告書」という。)を都に提出し、都はこれを受け、平成11年5月14日付けで、交付決定額と同額の補助金を交付した。

(表2) 平成10年度都補助金の交付対象となった設備機器

設備の区分	設 備 名
受入供給設備	破碎装置
燃焼設備	給じん装置、シール用ファン
燃焼ガス冷却設備	ボイラドラム、槌打装置、ボイラ給水ポンプ、ボイラ用薬液注入装置、缶水連続ブロー測定装置、脱気器給水ポンプ、純水装置
排ガス処理設備	ろ布、集じん設備用空気圧縮機、空気槽
通風設備	白煙防止用空気加熱器、押込ファン、二次燃焼用ファン、押込用蒸気式空気予熱器、誘引ファン
灰出し設備	落下灰水槽、灰押出機、灰コンベヤ、飛灰混練機
電気設備	非常用発電装置、特高受電装置、受電用特高変圧器、非常用発電機遮断器盤、自動始動盤、誘引ファン回転数制御盤、ボイラ用薬液注入装置制御盤、純水設備制御盤
計装設備	計装用空気圧縮機、空気槽
雑設備	雑用空気圧縮機、空気槽

ウ 平成10年度国庫補助金の交付について

本件ごみ処理施設の整備に対する国庫補助金は、施設のプラント設備工事を交付対象としている。

柳泉園組合は、平成10年3月15日付けで、平成10年度分の国庫補助金として21億6,324万9,000円の申請を行い、国は申請どおり交付決定を行った。

しかしながら、平成10年度国庫補助対象事業のうち、表3に掲げる設備機器の製造については、平成10年度中に完了しなかったため、柳泉園組合は、平成11年4月13日付けで、平成10年度に完了した事業のみを対象とした国庫補

助金7億8,531万3,000円の交付を受けた。

表3に掲げる設備機器の製造については、平成11年度に継続して実施され、その完了後、柳泉園組合は、平成12年1月19日付けで平成10年度国庫補助金の年度繰越分として13億7,793万6,000円の交付を受けている。

なお、表3に掲げる設備機器の製造は、平成10年度都補助金においては交付対象としていない。

(表3) 平成10年度国庫補助対象の設備機器(平成11年度繰越分)

設備の区分	設 備 名
受入供給設備	ごみピットゲート、ごみクレーン本体等
燃焼設備	ストーカ駆動装置、スタートバーナ装置
燃焼ガス冷却設備	ボイラ本体、タービン排気復水器等
排ガス処理設備	ろ過式集じん機、アンモニア水貯槽等
余熱利用設備	蒸気タービン
灰出し設備	灰クレーン本体、飛灰貯槽
電気設備	動力変圧器盤、蒸気タービン発電機等

(3) 工事請負契約の締結及び代金の支払いについて

柳泉園組合は、平成9年度国庫補助金の交付内示を受けた後、平成9年7月22日に、「柳泉園組合ごみ処理施設建設工事」を件名とする工事請負契約(以下「本件契約」という。)を、住友重機械工業株式会社(以下「本件会社」という。)との間で締結した。本件契約の工期は、平成9年7月23日から平成14年2月28日までとなっている。本件契約金額は、当初156億2,837万8,500円であったが、当初予定していた灰溶融炉の整備を見合わせたことにより、平成11年3月1日付けで、契約金額を144億18万3,000円に減じている。

本件契約においては、本件契約書約款第32条により、出来形部分(既済部分:契約内容の一部履行部分)に対し部分払ができることとなっており、同条項に基づき、次のとおり本件会社に対する部分払が行われている。

- ① 平成10年5月25日付け支払い 12億3,173万4,000円
- ② 平成11年5月25日付け支払い 40億6,730万1,000円
- ③ 平成12年1月28日付け支払い 27億5,587万2,000円

なお、上記①及び②の支払金額は、各年度における事業実績に基づく支払であり、上記③の支払金額は、平成10年度に交付決定を受けた国庫補助金の交付対象事業のうち、平成10年度中に完了せず、平成11年度に至って完了した前記表3の設

備機器の製造に対応する支払である。

2 監査対象局の説明

(1) 補助対象工事の施工場所について

平成10年度都補助金対象工事のうち、本件ごみ処理施設のプラント設備を構成する各種機器の製造（以下「本件機器製造」という。）は、本件建設場所ではなく、それぞれの機器の製造工場において実施されたものである。

柳泉園組合が作成した本件計画書に記載された「施工場所」は、本件ごみ処理施設整備事業全体についての施工場所を意味するものであり、最終的にごみ処理施設が建設される場所を示したものである。したがって、平成10年度の補助対象工事がすべて本件建設場所において施工されなければならないということではない。

また、9年度補助要領及び10年度補助要領には、都補助の対象となる工事費の説明の中で、「廃棄物の処理に直接必要な設備の設置に係る工事費」と述べている箇所がある。この表現は、設備の製造も含んだ設備工事全体の費用を補助対象とすることを意味するものであり、設備機器を施設に設置した段階でなければ工事費として算定できないという趣旨の規定ではない。

(2) 補助対象事業の実績確認及び補助金支出の適法性について

都補助金は、東京都補助金交付等規則（昭和37年東京都規則第141号）第15条に定められているとおり、補助事業の成果を記載した実績報告書に基づき交付される。補助事業の成果とは、補助事業の遂行により達成された成果をいい、工事を対象とした補助事業については、工事の出来高がそれにあたる。本件機器製造は、個々それぞれに独立した製造工事といえることから、製造が完了したものについては、出来高として、本件ごみ処理施設整備に対する都補助金の交付対象となるものである。

本件機器製造が適正になされたことは、柳泉園組合から提出された本件実績報告書により確認しており、これに記載された出来高を対象として実施された都補助金の支出には、違法・不当な点はないと考える。

(3) 国庫補助対象事業と都補助対象事業との進ちょく度の相違について

平成10年度国庫補助金については、国が景気対策等を考慮して平成11年1月29日付けで補助金交付の追加内示を行ったため、柳泉園組合では、これを受けて、平成11年度への繰越工事が生じることを前提とした上で交付申請を行ったもので

ある。

一方、平成10年度都補助金については、平成10年度中に完了できる見込みの事業についてのみ交付申請が行われており、その結果、平成10年度においては、国庫補助金の交付対象とする事業の進ちょくが、都補助金の交付対象とする事業よりも、平成11年度への繰越分だけ上回ることとなった。

都補助金と国庫補助金とは交付主体が異なるため、同一の施設整備を対象としていても、補助金の交付方法が相違することもありうる。平成10年度補助金の交付そのものは、都及び国ともにそれぞれ適正な手続により行われており、違法性・不当性が問題となるものではない。

3 判 断

以上のような事実関係の確認及び監査対象局の説明に基づき、本件請求について次のように判断する。

請求書及び陳述の内容から、請求人が違法・不当事由として主張するところを整理すると、次のとおりとなることが認められる。

ア 次の理由により、本件建設場所以外で行われる設備工事を都補助金の交付対象とすることはできない。

① 本件計画書の「6. 施工場所及び敷地面積」には、施工場所として、本件建設場所の住所が記載されていること。

② 9年度補助要領には、補助対象工事費について「設備の設置に係る工事費」と説明している箇所があることから、設置を行っていない段階では補助対象にはならないこと。

イ 本件機器製造は、単なる設備を構成する機械部品の製造に過ぎず、都補助金の交付対象となる設備工事にはあたらない。

ウ 平成10年度国庫補助金と平成10年度都補助金とで、対象とする事業の進ちょく度に不整合がある。

そこで、以下このことについて判断する。

- (1) 本件建設場所以外での設備工事を都補助金の交付対象とすることの適否について一般に、ごみ処理施設のような大型プラントを構成する各機器は、プラント本体への据付前に、それぞれ特別の仕様により発注され、各専門の工場で、建物本体の工事と並行して製造されるのが通常である。

大型プラント設備全体のしゅん工には長期間を要することから、これら個々の機器製造に対する施工会社の資金調達の負担を軽減するため、製造が完了したものについては、当該既済部分に対し、一般に契約金の部分払が行われている。

本件ごみ処理施設整備事業についても、本件契約書約款第32条に基づき、工事の既済部分に関し部分払が可能となっており、製造工場で行われる設備工事についても、既済部分と認められれば、部分払の対象となるものである。

このように、製造工場で行われる設備工事が部分払の対象となるにもかかわらず、当該支払に関し事業主体である市町村等への補助を行わないとすれば、補助対象事業の適切な遂行を財政面から支援するという補助金制度そのものの目的に反することになる。

現に、柳泉園組合以外の市町村ごみ処理施設整備事業への都補助においても、建設場所以外の場所で行われた設備工事を補助対象としており、国庫補助に関しても、同様の考え方で補助を行っていることが認められる。

したがって、本件契約における既済部分と認められるものであれば、本件建設場所以外で行われた設備工事であっても、これを補助金の交付対象とすることが、補助金制度の趣旨にかなうものと認められる。

そうすると、上記請求人の主張①、②についても、次のとおり考えることが適当である。

ア 本件計画書に記載された「施工場所」とは、監査対象局の説明のとおり、ごみ処理施設の最終的な建設場所を示すものに過ぎず、本件建設場所以外で行われた設備工事についても、補助対象とすることができるものである。

イ 9年度補助要領にいう「設備の設置に係る工事費」とは、機器の製造費用、施設への据付費用など、設備の設置に係る費用全体が補助対象となることを示すものであり、設備機器を設置した段階でなければ補助対象にならないと解すべきものではない。

以上のことから、本件建設場所以外で行われる設備工事を都補助金の交付対象とすることはできないという、請求人の主張は、認められない。

(2) 本件機器製造を平成10年度都補助金の交付対象とすることの適否について

上記(1)により、既済部分として部分払の対象となるような設備工事は、都補助金の交付対象となるものであり、本件機器製造がこのような設備工事に相当すれば、平成10年度都補助金の交付対象として認められることとなる。

そこで、監査対象局及び柳泉園組合から事情聴取を行うとともに、本件ごみ処理

施設の建設現場の現地調査を実施し、次のことを確認した。

ア 本件機器製造は、各々柳泉園組合が指定する仕様に基づき、個々の独立した設備工事として各機器製造工場において着手・施工され、製造の各段階で、機器の寸法、材料、性能等のチェックを経た後、柳泉園組合による最終的な検査に合格したものであること。

イ 平成10年度の工事代金の支払については、本件契約書約款第32条に基づく部分払として、柳泉園組合から本件会社に代金が支払われており、当該支払代金には、本件機器製造に要する経費も含まれていること。

以上のことから、本件機器製造は、既済部分と認められる設備工事に相当するものであり、実際に、既済部分として部分払の対象となっていることが認められる。

したがって、本件機器製造を平成10年度都補助金の交付対象としたことに違法・不当はないものである。

(3) 国庫補助金と都補助金の不整合を違法・不当事由とすることの適否について

請求人は、平成10年度国庫補助金と平成10年度都補助金とで、対象事業の進ちょく度に不整合があることを主張している。しかしながら、国庫補助金と都補助金との間で、交付対象とする事業の進ちょく度などに相違する面があったとしても、そのこと自体で都補助金交付の適法性が損なわれることにはならないものである。

したがって、請求人のいう不整合をもって平成10年度都補助金の支出が違法・不当となるものとは認められない。

なお、この進ちょく度の相違は、監査対象局の説明のとおり、国の景気対策との関係で、柳泉園組合が、平成11年度への繰越工事が生じることを前提として、国の補助金追加内示を受け入れ、交付申請を行ったことによるものであることを確認した。

よって、本件請求は、理由がないものと認める。

資料（東京都職員措置請求書等）

監査請求書

柳泉園組合は、ごみ処理施設建設計画の平成10年度分の事業費として、住友重機に68億2317万3千円を2回に分けて支払い、東京都からの補助金1億7494万5千円などにより充当した。

これは「平成10年廃棄物処理施設整備費都補助金交付申請書」（平成11年3月29日）によれば、柳泉園組合敷地内（東久留米市下里4丁目3番10号）に、燃焼設備、燃焼ガス冷却設備、余熱利用設備、特高受電装置を含む電気設備などを施工する費用として支払われたことになっている。

しかし、平成10年度末期である3月20日及び平成11年度に入った4月10日においても、同ごみ処理施設建設計画は建物の躯体工事の進行中であり、特に1回目の40億6730万1千円を支払った時点では、同交付申請書に書かれた計画の多くが未着工のままであった（証拠写真no. 1～no. 2）。

また、都補助の実績報告書に添付された写真の殆どは、予定している前記諸設備の施工工事において、構成部材として使用する機械部品の写真である。従って、この写真で見える限り、前記諸設備については平成10年度中に施工工事場所である柳泉園組合敷地内において施工されているものは、無かったといえる。

以上のように、柳泉園組合は行ってもいない工事を行ったと偽り住友重機に公金を不当に支出し、都の補助金を詐取した。これは、地方自治法及び都補助金交付要項に違反する行為である。

よって、柳泉園組合のこれら違法な支払いに補助金を支出した東京都の行為に対し、地方自治法242条に基づき、事実を証する文書を添えて、監査請求する。

2000年3月2日

東京都監査委員各位

（以上、原文のまま掲載）

事実証明書

- ① 平成10年度廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付申請書の写し
- ② 平成10年度廃棄物処理施設整備費都補助金交付申請書の写し
- ③ 平成11年3月20日撮影の柳泉園組合ごみ処理施設建設現場の写真
- ④ 平成11年4月10日撮影の柳泉園組合ごみ処理施設建設現場の写真

- ⑤ 平成11年3月24日付け厚生省提出文書「御質問と御通知と要望」の写し
- ⑥ 平成10年（行ウ）第3号「公金支出差止請求事件」被告準備書面の写し
- ⑦ 平成10年3月26日付け厚生省宛内容証明郵便「御通知書」の写し
- ⑧ 一部開示決定通知書（11清建管第478号）の写し
- ⑨ 一部開示決定通知書（11清環指第825号）の写し
- ⑩ 平成9年度市町村廃棄物処理施設整備費都補助金交付要領の写し
- ⑪ 平成10年度廃棄物処理施設整備費国庫補助金年度終了実績報告書の写し
- ⑫ 柳泉園組合に対する都の補助金支出に違法・不当があるとしてその返還を求め
る住民監査請求監査結果（平成10年10月19日通知）
- ⑬ 平成10年度国庫・都補助事業（柳泉園関連）まとめ

連 絡 先

監査事務局総務課調査係

電話（直通）5320-7011